

3. 環 境 衛 生

区民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、特定建築物などの環境衛生関係営業施設について、許可及び届出受理等の業務を行なっている。

また、これらの施設の衛生水準を確保するため、環境衛生監視員により監視指導を行なっており、必要に応じて理化学検査・細菌検査を実施している。

なお、飲料水に関する相談や室内空気環境等に関する相談事業を行なっている。

また、講習会・衛生教育活動等により、衛生知識の向上に努めている。

[1] 環境衛生関係営業施設の概要

(1) 法・条例関係施設

法律及び条例に基づく許可・届出等を要する環境衛生関係営業施設は、理・美容所から特定建築物まで多岐にわたっている。これらの施設については法令により設備基準、維持管理基準が定められており、基準の適合状況等についての監視指導を実施している。

年度 \ 区分	許 可 等 (件)	廃 業 等 (件)	施 設 数	監 視 指 導 数 (件)
26 年 度	146	161	2,667	1,583
27 年 度	173	149	2,691	1,644
28 年 度	168	175	2,684	1,531
29 年 度	181	123	2,742	1,567
30 年 度	181	125	2,798	1,452
理 容 所	9	13	213	77
美 容 所	74	47	817	222
ク リ ー ニ ン グ 所	6	11	240	122
興 行 場	33	31	48	93
旅 館 業	43	11	230	412
公 衆 浴 場	1	3	74	159
プ ー ル	10	0	116	131
水 道 施 設	1	7	694	148
温 泉 利 用 施 設	0	0	1	2
墓 地 等	1	0	71	3
特 定 建 築 物	3	2	294	83

(2) 豊島区要綱関係施設

法令の適用を受けない貯水槽水道、コインランドリー及びコインシャワーについては、衛生水準を維持するため、それぞれ衛生指導要綱を定め、施設の管理者・営業者に適切な管理運営を指導している。

年度 \ 区分	届 出 (件)	廃 止 等 (件)	施 設 数	監視指導数(件)
26 年 度	12	174	5,391	533
27 年 度	19	211	5,119	348
28 年 度	28	163	5,064	414
29 年 度	9	88	4,985	324
30 年 度	17	140	4,862	432
貯 水 槽 水 道	8	130	4,724	265
コイ ン ラ ン ド リ ー	9	10	128	157
コイ ン シ ャ ワ ー	0	0	10	10

[2] 環境衛生関係営業施設の衛生

(1) 理容所・美容所

理容師法、美容師法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
26 年 度	942	569
27 年 度	962	638
28 年 度	975	571
29 年 度	1,007	502
30 年 度	1,030	299
理 容 所	213	77
美 容 所	817	222

② 空気検査

施設を密閉しがちな冬期に、空気の汚染や有毒ガスによる中毒発生を防止するため、炭酸ガスと一酸化炭素の測定を行なっている。(単位：件)

区分 年度		理 容 所		美 容 所			
		検査 施設数	検査施設成績		検査 施設数	検査施設成績	
			適	不適		適	不適
26 年 度		0	0	0	10	10	0
27 年 度		0	0	0	10	10	0
28 年 度		4	4	0	43	43	0
29 年 度		3	3	0	6	6	0
30 年 度		1	1	0	2	2	0

(2) クリーニング所

クリーニング業法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。このうちクリーニング師を置いて洗たく・仕上げ業務を行なう施設を「一般クリーニング所」、洗たく物の受け渡しのみを行なう施設を「取次所」、車両を用いて洗たく物の受け渡しのみを行なう取次業は「無店舗取次店」と称して届出の対象としている。

① 施設数と監視指導数

区分		施 設 数	監視指導数(件)
年度			
26 年 度		266	163
27 年 度		261	173
28 年 度		251	147
29 年 度		245	121
30 年 度		240	122
	一 般	103	56
	取 次 所	131	66
	無 店 舗 取 次 店	6	0

② 空気検査

ドライクリーニングで使用する有機塩素系溶剤は、管理が不十分であると健康に影響を及ぼすほか、地下水汚染の原因にもなる。そのため、施設内の有機塩素系溶剤の濃度測定を行ない、室内環境維持及び適切な排液処理方法を指導している。

□有機塩素系溶剤空気測定

年度	区分	有機塩素系溶剤 使用施設数	検 査 施設数	検査施設成績(件)	
				適	不適
26年度		13	12	12	0
27年度		12	11	11	0
28年度		11	10	9	1
29年度		10	9	9	0
30年度		9	9	8	1

※有機塩素系溶剤：テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）等

③ クリーニング師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換、再交付等の経由事務を行なっている。
(平成30年度の受付数2件)

④ コインランドリー

豊島区コインランドリー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
26 年 度	118	114
27 年 度	124	150
28 年 度	127	148
29 年 度	129	140
30 年 度	128	157

(3) 興行場

興行場法に基づき、映画館・劇場・音楽ホール等の興行場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。なお、デパート等で短期間の催事における興行は仮設興行場としている。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)	夜間指導数(件)
26 年 度	45	80	(2)
27 年 度	44	80	(4)
28 年 度	44	88	(3)
29 年 度	46	96	(7)
30 年 度	48	93	(5)
常 設	47	54	(5)
仮 設	(※)1	39	(0)

(注) () 内は再掲。

(※) 掲上施設数は平成31年3月末における仮設興行場営業許可施設数。平成30年度の仮設興行場営業許可施設数(合計)は**30**施設。

② 空気検査

興行場内の空気汚染を防止し、快適な状況を維持するため、空気検査を行なっている。

年度 \ 区分	検 査 施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)	
		適	不 適	炭酸ガス	粉じん
26 年 度	45	40	5	5	0
27 年 度	43	38	5	4	1
28 年 度	47	43	4	2	2
29 年 度	54	49	5	2	5
30 年 度	54	49	5	2	3
常 設	45	40	5	2	3
仮 設	9	9	0	0	0

(4) 旅館業

旅館業法に基づき、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の旅館業施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分		施設数	監視指導数(件)
26年度		181	211
27年度		183	221
28年度		190	266
29年度		198	329
30年度		230	412
	旅館・ホテル	191	343
	簡易宿所	39	69

(注) 平成30年6月15日に改正旅館業法が施行されたことに伴い、ホテル営業と旅館営業が統合され、旅館・ホテル営業となった。

(5) 公衆浴場

公衆浴場法に基づき、公衆浴場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

なお、公衆浴場は、普通公衆浴場（銭湯）とその他の公衆浴場（個室付浴場並びにサウナ等の浴場）に分類している。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分			施設数	監視指導数(件)	夜間指導数(件)
26年度			86	210	(73)
27年度			79	195	(71)
28年度			78	175	(67)
29年度			76	169	(66)
30年度			74	159	(64)
	普通		22	27	(22)
	その他	個室	22	75	(42)
		サウナ等	30	57	(0)

(注) () 内は再掲。

② 浴槽水検査

公衆浴場の衛生維持のため、浴槽水の水質検査を行なっている。

区 分 年 度	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)			
		適	不 適	濁 度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸 菌群	遊離残留 塩素濃度
26 年 度	68	52	16	0	2	4	12
27 年 度	68	43	25	0	4	6	19
28 年 度	68	54	14	0	2	2	12
29 年 度	67	56	11	0	0	1	10
30 年 度	65	47	16	0	0	3	16
普 通	22	15	5	0	0	2	5
その他	43	32	11	0	0	1	11

③ コインシャワー

豊島区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
26 年 度	12	13
27 年 度	11	14
28 年 度	10	12
29 年 度	10	12
30 年 度	10	10

(6) プール

豊島区プール等に関する条例に基づき、プール等施設の許可及び監視指導・助言等を行なっている。なお、プール等とは、営業プール及び保育園等の小規模プールをいう。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
26 年 度	64	98
27 年 度	81	104
28 年 度	84	101
29 年 度	106	122
30 年 度	116	131
営 業 プ ー ル	14	29
小規模プール	102	102

② プール水検査

プールに起因する疾病を予防し、プール水の衛生を確保するため、営業プールに対し下記項目について、水質検査を行なっている。

区分 年度	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適施設数(件)						
		適	不適	pH	濁度	カリウム消費量 過マンガン酸	残留塩素	大腸菌	一般細菌数	総トリハロメタン
26年度	28	23	5	0	0	3	2	1	2	0
27年度	28	25	3	0	0	3	0	0	0	0
28年度	29	23	6	0	0	3	1	0	3	0
29年度	28	20	8	3	0	4	1	0	2	0
30年度	28	23	6	1	0	4	1	0	0	0

小規模プールに対しては、残留塩素及び水温について簡易水質検査（検査数320件）を行なうとともに衛生管理に関する指導助言等を行なった。このほか、プール経営者には衛生保持のため水質検査等が義務付けられており、保健所では有料で水質検査を受付している。平成30年度のプール水質検査の受付数は22件であった。

(7) 温泉利用施設

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可及び監視指導を実施している。

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
26年度	1	3
27年度	1	3
28年度	1	4
29年度	1	2
30年度	1	2

(8) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等の許可及び調査指導を実施している。

区分 年度	施設数	調査指導数(件)
26年度	69	8
27年度	69	3
28年度	68	6
29年度	70	3
30年度	71	3
墓地	57	1
納骨堂	14	2

[3] 大規模ビル（特定建築物）の衛生

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（建築物衛生法）では、建築物のうち特定用途（事務所・百貨店・興行場・店舗・旅館・学校・遊技場等）部分の延べ床面積が3,000㎡以上（学校は8,000㎡以上）の建築物を「特定建築物」と称し、所有者等に対し、空気環境・給排水管理・清掃・ねずみ衛生害虫の防除等の管理を義務付けしている。

(1) 特定建築物立入検査

区では、延べ床面積が3,000㎡～10,000㎡の特定建築物の届出の受理及び立入検査を行なっている。

なお、10,000㎡を超える特定建築物の立入検査等は、東京都健康安全研究センタービル衛生検査担当が実施している。

また、建築基準法に基づき、特定建築物の対象となる規模・用途の建築物の建築確認申請時には、ビルの衛生設備に関して図面審査による指導を行なっている。

① 施設数と立入検査数

区 分 年 度	施 設 数		立入検査施設数(件)		図面審査 指導数(件)
	3,000㎡～10,000 ㎡	10,000 ㎡超	一般検査	その他	
26 年 度	218	73	95	4	1
27 年 度	218	74	93	4	2
28 年 度	216	74	89	0	4
29 年 度	218	75	88	0	6
30 年 度	218	76	82	0	3

② 帳簿書類・設備検査

ビル内の衛生設備の管理状況及び管理帳簿書類の検査を行なっている。

区 分 年 度	検 査 施設数	検査施設成績 (件)		項 目 別 不 適 件 数 (件)							
		適	不適	帳簿 書類	空調 管理	給水 管理	排水 管理	清掃 状況	害虫 防除	雑用 水	アスベ スト
26年度	95	25	70	34	11	16	11	10	10	1	0
27年度	93	24	69	28	11	20	9	12	16	2	0
28年度	89	34	55	13	13	23	12	6	4	0	1
29年度	88	34	54	18	6	11	6	9	8	2	0
30年度	82	35	47	16	6	14	5	7	2	0	0

③ 空気環境測定

ビル内の良好な空気環境を確保するため、空気環境測定を行なっている。

区分 年度	検査 施設数	検査施設成績 (件)		項目別不適件数 (件)					
		適	不適	温度	湿度	炭酸 ガス	一酸化 炭素	粉じん	気流
26年度	95	25	70	13	46	40	0	2	0
27年度	92	23	69	13	39	41	0	3	0
28年度	88	34	54	4	27	39	0	1	1
29年度	88	23	65	1	32	39	0	3	1
30年度	82	32	50	1	25	37	0	2	2

(2) 特定建築物衛生指導講習会

特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容、立入検査結果等についての講習会を5区共同（豊島区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区）で毎年1回実施している。

(単位：人)

区分 年度	幹事区	区内施設受講者数
26 年 度	豊島区	102
27 年 度	板橋区	88
28 年 度	練馬区	100
29 年 度	中野区	85
30 年 度	杉並区	98

[4] 飲料水の衛生

水道は、日常生活を営む上で必要不可欠な施設である。区では、ビルやマンション等の建物に設置された受水槽（タンク）を経由した飲料水の汚染事故の防止と衛生確保に努めている。

また、赤水(さび水)や井戸水等の相談に対応しているほか、有料で水質検査を受付している。

(1) 専用水道・簡易専用水道

水道法に基づき、専用水道、簡易専用水道（受水槽の有効容量が10m³を超えるもの）の確認や届出の受理と監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
26 年 度	722	142
27 年 度	719	130
28 年 度	703	80
29 年 度	700	135
30 年 度	694	148
専 用 水 道	1	0
簡 易 専 用 水 道	693	148

② 簡易専用水道検査済施設数

簡易専用水道は、施設全体の管理状況について毎年1回厚生労働大臣登録検査機関による検査が義務付けられている。

検査対象施設数とは、建築物衛生法に基づく管理が実施されている施設(231施設)を施設数から除外したものである。

年度 \ 区分	施 設 数	検査対象施設数(件)	受 検 報 告 数 (件)
26 年 度	721	489	360
27 年 度	718	486	359
28 年 度	702	473	364
29 年 度	699	466	324
30 年 度	693	462	348

(2) 貯水槽水道

水道法の適用を受けない給水施設（受水槽の有効容量が10m³以下のもの）では、飲料水の事故発生防止の為、所有者、管理者等の衛生管理知識向上を図る必要がある。

そこで、豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱により、該当施設の実態把握と衛生知識の普及を行ない、各施設の衛生管理の向上を図っている。

年度 \ 区分	施 設 数	監視指導数(件)
26 年 度	5,261	406
27 年 度	5,064	184
28 年 度	4,927	254
29 年 度	4,846	172
30 年 度	4,724	265

(3) 飲料水水質検査受付

タンク水や井戸水について、設置者等からの依頼により有料で水質検査を受付している。なお、タンク水検査の結果、水質基準に適合しない場合には施設の改善指導等を行なっている。

(単位：件)

年度 \ 区分		タンク水		井戸水	
		検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
26 年 度		32	5	11	3
27 年 度		18	1	1	1
28 年 度		15	1	1	0
29 年 度		27	9	0	0
30 年 度		15	2	3	0
	細菌検査(2項目)	0	0	0	0
	定期検査(10項目)	15	2	3	0
	消毒副生成物	0	0	0	0
	化学検査定性分析	0	0	0	0
	化学検査定量分析	0	0	0	0
	ビル管法に係る検査 (15項目)	0	0	0	0

(4) 水質検査奨励月間事業

豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱による年1回以上の水質検査の受検率を高めるために、平成6年度から毎年6月を「水質検査奨励月間」とし、検査受付日時の延長や料金の割引等を行なう事業を実施している。

(単位：件)

年度 \ 区分	検査受付数	不適数
26 年 度	390	6
27 年 度	387	5
28 年 度	365	5
29 年 度	345	8
30 年 度	360	7

[5] 入浴設備等を持つ高齢者福祉施設の衛生

「豊島区入浴設備等に関するレジオネラ症発生防止のための衛生管理指導要綱」(平成21年4月1日施行)に基づき、高齢者福祉施設等の入浴設備等における構造及び維持管理に関し、監視指導を実施している。

(単位：件)

年度 \ 区 分	監視指導数
26 年 度	18
27 年 度	22
28 年 度	9
29 年 度	13
30 年 度	15

[6] 室内空気環境に関する相談事業

豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱(平成13年4月1日施行)に基づき、シックハウス症候群やダニアレルギーなど主として室内空気環境に関する相談に対応しており、必要に応じて現場にて検知管等による簡易空気環境測定とともに室内空気環境の改善に関する助言等を行なっている。

[7] 苦情・相談

環境衛生関係営業施設に対して、所内指導及び苦情処理を行なっている。また、住民からの住居衛生等に関わる相談に応じている。

(単位：件)

区分 年度		苦情処理件数	所内指導・相談件数
26 年 度		15	5,663
27 年 度		12	5,751
28 年 度		13	5,980
29 年 度		117	6,189
30 年 度		185	5,979
営 業 施 設 等	理 容 所	0	122
	美 容 所	3	885
	ク リ ー ニ ン グ 所	0	104
	興 行 場	0	196
	旅 館 業	180	2,388
	公 衆 浴 場	1	186
	プ ー ル	0	97
	特 定 建 築 物	1	560
	水 道 施 設	0	20
	貯 水 槽 水 道	0	1,174
	そ の 他 の 業 種	0	69
	計	185	5,801
住 居 衛 生 等	室内空気環境	0	3
	水 質 検 査	0	61
	井 戸 水	0	29
	そ の 他	0	85
	計	0	178

[8] 特別調査

(1) レジオネラ症防止対策事業

保健所では、例年レジオネラ症防止対策として、調査及び検査等を実施してきたところであるが、平成30年度においても、前年度に引き続きレジオネラ症防止対策を進めるため、環境衛生関係営業施設を指導するとともに、必要に応じてレジオネラ属菌検査を実施した。検査の結果、レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、洗浄消毒などの措置を指導した。

(単位：件)

区分 年度	検査検体数	
	公衆浴場 (浴槽)	営業プール [採暖槽(ジャクジー)]
26 年 度	39	12
27 年 度	47	11
28 年 度	48	12
29 年 度	61	10
30 年 度	55	10

旅館や浴場等の循環浴槽水及び建築物の冷却塔循環水・循環給湯水などについて、設置者等の依頼により有料でレジオネラ属菌検査を15件受付した。

(2) 貯水槽水道の実態調査

貯水槽水道について、新規施設の把握並びに連絡先不明施設の調査を190件実施し、施設概要及び連絡先の把握を行なった。

[9] 環境衛生関係検査総数

前項の室内空気環境測定、浴場・プール水検査以外にも、環境衛生関係営業施設等に対して、照度・温湿度・残留塩素濃度等、現場での簡易検査を行なっている。検査の総数は以下のとおりである。

区分 年度	検査施設数	検査項目数
26 年 度	567	7,193
27 年 度	646	8,072
28 年 度	645	8,134
29 年 度	626	7,809
30 年 度	603	8,040

[10] 衛生教育

環境衛生関係施設の営業者に衛生知識の向上のための講習会を実施している。また、住民、学生等への衛生教育にも努めている。

年度 \ 区分	総 数		営 業 者 等		住 民・学 生 等	
	回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)
26 年 度	14	518	12	472	2	46
27 年 度	13	509	9	427	4	82
28 年 度	11	464	10	444	1	20
29 年 度	10	335	9	334	1	1
30 年 度	12	406	10	376	2	30

[11] 環境衛生優良施設表彰

環境衛生関係施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

年度 \ 区分	表彰施設数
26 年 度	3
27 年 度	3
28 年 度	3
29 年 度	3
30 年 度	3

[12] 不利益処分（保健福祉部生活衛生課）

平成30年度は不利益処分施設なし。

[13] 住宅宿泊事業

住宅を活用し、年間180日を超えない範囲で宿泊サービスの提供を可能とする「住宅宿泊事業法」が平成30年6月15日から施行された。この法律に基づき、区は、住宅宿泊事業の届出の受理及び法定の標識の交付等を行うこととなった。施行に際しては、「豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を制定した。

年度 \ 区分	届 出 件 数	事業廃止件数	月末届出住宅数	相 談 件 数
平成30年4月	—	—	—	278
5月	—	—	—	456
6月	123	1	122	1,093
7月	103	1	224	710
8月	108	4	328	664
9月	29	1	356	440
10月	59	4	411	562
11月	82	1	492	531
12月	32	4	520	481
平成31年1月	41	0	561	526
2月	52	2	611	560
3月	47	1	657	570
平成30年度合計	676	19		6,871